

中国移転価格税制の実務対応ポイント

2009年1月号でも若干紹介させていただいております、中国移転価格税制について本年より報告様式が新たになった「企業年度関連企業間取引報告書」と移転価格税制の取り扱いについてより具体的な内容が規定されている「特別納税調整実施弁法」について、実務対応上の重要なポイントをご紹介します。

1. 企業年度関連企業間取引報告書 (国税発[2008]114号)

企業年度関連企業間取引報告書(以下、関連取引報告書)は、関連企業(出資割合25%以上を保有するその他の企業等)の内容や関連者間取引について以下の9つの表に記載し、企業所得税の確定申告書とともに、**翌年5月31日までに所轄税務局に提出が必要**です。

表一 関連関係認定表	表二 関連者間取引総括表	表三 仕入販売表
表四 役務表	表五 無形資産表	表六 固定資産表
表七 融資金表	表八 対外投資状況表	表九 対外支払金額状況表

上記表で特に注意すべき表は、**表二、表三及び表四**です。

(1) 同期資料準備に関するチェック欄

表二の関連者間取引総括表は、表三～表七までの関連会社間取引のまとめ表となりますが、表の上記に、移転価格同期資料(文書)について以下のチェック欄が設けられています。

- ① 今年度規定に基づき同期資料を準備しているか否か: Yes No
- ② 今年度同期資料の準備を免除されるか否か: Yes No

(2) 移転価格算定方法の記載

表三は国外関連会社と国外非関連者の仕入販売取引金額を記載する表となっており、表四は国外関連者と国外非関連者の役務提供取引金額を記載する表となっており、それぞれ**国外関連者との取引については価格算定方法**を記載します。

⇒ これらの記載については、**下記の同期資料、調査重点対象企業及び罰則規定の関係から、慎重な対応が求められます!!**

2. 同期資料について(実施弁法第14条～19条)

移転価格同期資料とは、会社の関連会社間取引における取引価格が、第三者間取引における価格(独立企業間価格)で行われていることを説明する文書です。特別納税調整実施弁法では、同期資料には①組織構成、②生産経営状況、③関連取引の状況、④比較分析、⑤移転価格算定方法の選択及び使用を記載することとされており、当該書類の作成にあたっては、機能リスク分析、比較対象企業の選定、比較分析や移転価格算定方法の選定等高度な専門性が必要となり、また相当の時間を要します。

同期資料は毎申告年度毎に**翌年5月31日までに備え付け保存**をし、税務局からの提出要求があった場合には**20日以内**に提出することとされています。

ただし、以下のいずれかの要件を満たす企業については同期資料の備え付けが免除されています。

- i) 関連会社との**売買金額が年間2億円以下、かつ、役務提供や無形資産等の取引が年間4千万元以下**であること
- ii) 関連取引が事前確認の実施範囲に含まれていること
- iii) 外資持分割合が50%未満、かつ国外関連者との取引がないこと

なお、2008年度分の移転価格同期資料の作成期限は、**2009年12月31日までに延長**されています。

3. 調査対象重点企業(実施弁法第 29 条)

特別納税調整実施弁法では、移転価格調査の重点対象企業として以下の企業を挙げています。

- (1) 関連取引の金額が大きいか、関連取引の形態が多い企業
- (2) 長期的に欠損があるか、僅少な利益しかなく、或いは利益変動が激しい企業
- (3) 利益水準が同業より低い企業
- (4) 利益水準が負担する機能及びリスクと明らかに対応していない企業
- (5) タックスヘイブンにある関連者と取引がある企業
- (6) 規定に従って関連申告(関連取引報告書の提出)を行わないか、或いは同期資料を準備していない企業**
- (7) 独立取引の原則に明らかに反するその他の企業

4. 罰則規定(実施弁法第 105 条・106 条、税収徴収管理法第 60 条、62 条及び 70 条)

企業年度関連取引報告書の提出を怠った場合には、税務機関は期限付き改善命令を付した上で、1 万元以下の罰金を課すとされています。

また、企業が関連資料を提出することを拒否し、或いは虚偽、不完全な資料を提出し、その関連取引の状況を真実に反映できない場合には、5 万元以下の罰金を課することができるとされています。

5. 実務対応上のポイント

(1) 関連取引報告書の記載

関連取引報告書は、5 月 31 日までに企業所得税申告書とともに提出が要求されている書類です。

表二の同期資料のチェック欄については、事実に基づいてチェックをすることが要求されます。

ただし、同期資料の準備を行うことを予定している会社で、5 月 31 日までに同期資料の準備が間に合わない場合には、同期資料を作成期限の本年末までに作成することを所轄税務局に説明し、報告書のチェック欄の記載方法について所轄税務局と相談された方が良いでしょう。

また、同期資料の準備について事実に基づき No にチェックした場合には、規定上は、同期資料を準備していない企業として調査対象重点企業に含まれることとなりますので、会社内で移転価格のリスクを検討したうえで記載することが求められます。

(2) 同期資料の準備と延滞利息の軽減(実施弁法第 107 条)

同期資料の備付け義務を免除されている会社であっても、会社に移転価格リスクがあると判断される会社にあつては、積極的に同期資料を準備することが望ましいです。

移転価格の税務調査により、特別納税調整が行われた場合には、追加本税の他延滞利息が課されますが、延滞金の計算利息は、原則として**中国人民銀行貸付基準利率+5%**とされており。

ただし、**同期資料の提出を行った場合には、延滞利息は基準利率のみで計算**されます。

また、移転価格調査は先手必勝となります。税務調査では積極的な資料提供を行うことにより調査時間の短縮や想定外の課税更正リスクを軽減することが期待できます。

(3) 中国での移転価格税務リスクを排除するためには事前確認協議が必要(実施弁法46条～63条)

移転価格の同期資料を備え付けてあったとしても、移転価格税務リスクは排除されるものではありません。

中国での**移転価格税務リスクを排除するためには**、税務当局に事前確認制度により、関連取引が独立企業間価格に基づき行われていることを確認する**事前確認協議が必要**となります。

なお、事前確認協議申請ができる企業は、年間の関連者間取引が4千万元以上であること等一定の要件が必要となります。

6. まとめ

以上のように、企業年度関連企業間報告書の記載については、会社の移転価格リスクを十分考慮した上で、作成することが求められます。また、移転価格リスクのある会社は積極的な同期資料の準備を検討されてはいかがでしょうか？ (完)

【移転価格コンサルサービスのご案内】

我々中国マイツグループでは、移転価格リスク評価、同期資料作成及び事前確認協議等の移転価格コンサルサービスを提供しております。移転価格コンサルサービスにご興味のある方はお気軽にご相談ください。

連絡先:022-23301118 担当:平出、安達